

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>本事業は、カンボジア国コンポンチュナン州にて食料・栄養の安全保障及び貧困削減に取り組み、対象地域の生活改善と良好な健康状態の維持を目指す。2007年から10年間にわたり実施した先行事業の成果を活用し、本事業では2018年から3か年の計画で、①米の生産性向上と営農の多様化、②保健衛生・栄養に対する意識の向上、③地域住民のネットワークの構築、④自立的発展の核となる農民組合の能力強化、の4項目の活動に取り組む。実施にあたっては、州・郡知事をはじめ、州・郡農林水産局、州・郡保健局、保健センター、地区評議会など、様々なレベルの行政機関と密接に連携することにより、広い範囲で持続的な効果をもたらされる仕組みをつくる。さらに、村のレベルにおいては村長や各村3名の篤農家、保健ボランティア等のキーパーソンが中心となり活動を担うスタイルを強化することで、コミュニティの自立的発展を確実にする。</p> <p>Food and Nutrition Security Project in Kampong Chhnang Province, a three-year project, purposes to enable people in targeted three districts of the province to take in sufficient nutritious food and maintain good health through activities to improve their livelihood by their own initiatives.</p> <p>Main activities include (1) Improve productivity of rice and diversification of agriculture, (2) Improve consciousness of health and nutrition, (3) Establish networks in the communities, (4) Strengthen the capacity of Agriculture Cooperatives for autonomous development. During the implementation, the project closely cooperates with various levels of government officials, such as Provincial and District's governors, Provincial/ District Agriculture - Forestry and Fisheries Department, Provincial/ District Health Department, Health Centers, Commune Councils, etc., in order to create a mechanism for sustainable development. Furthermore, at village level, key persons such as village chiefs, three key farmers, village health support groups play a key role to strengthen the autonomous development of the community.</p>
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>カンボジアは、近年著しい経済的発展を遂げており、貧困率は、63.3% (2004年) から 18.8% (2013年) へと大幅に低下しているが<sup>1</sup>、国民の8割が居住する農村部の貧困率はいまだに高く、都市と農村との格差は大きな課題となっている<sup>2</sup>。本事業の対象地であるコンポンチュナン州は、国土のほぼ中央に位置し、首都プノンペンから約100kmという距離にある。当財団は、2007年より4年間にわたり、コンポンチュナン州ロレイアツピャ郡の5村において食料安全保障に資するパイロット事業を実施し、農村部の住民の生計向上及び健康改善モデルを確立した。この成果を基盤に、2011年からは対象地域を同州内の2郡5地区39村に拡大し、6年にわたり事業を展開した。</p> <p>これまでの事業が、州政府および農林水産省から高く評価され、州内での更なる事業の展開を求められた。先行事業の成果を活かしつつ、行政と地元住民がより主体的な取り組みを担うことができるようになることを狙い、2017年よりロレイアツピャ郡2地区19村及びテックポ郡2地区13村でこれまでの実績を基盤にした支援活動を開始するとともに、先行事業で設立した農民組合4団体の能力強化を図ることとなった<sup>3</sup>。現地における実施体制を構築したうえで、2018年1月よりN連事業として実施している。</p> <p>N連による事業初年次(2018年)は、郡知事をはじめ、州や郡の農林水産局及び保健局、地区評議会、保健センター職員らの事業に対する理</p>

	<p>解を深めただけでなく、彼らのコミットメントを先行事業以上に高め、事業の持続発展性の確保に不可欠であるオーナーシップを促進した。その結果、プロジェクト運営委員会にて事業の活動計画立案に主体的に関わる姿勢が見られるようになったとともに、事業モニタリングにおいても的確なアドバイスが行われるようになった。さらに村における活動にも自ら足を運び、住民の生活を良くするために積極的に働きかける姿も頻繁に見られるようになった。</p> <p>一方で、各村の「キーパーソン」と位置付けている村長や篤農家、保健ボランティアらの能力強化はまだ実を結ぶ段階には至っていない。自らが学び、実践し、その経験を他者に伝えていくために、現在はキーパーソンら一人ひとりが試行錯誤しながら新たなことに挑戦している段階である。</p> <p>事業の2年次となる本年は、初年次で構築されたカウンターパートらとの密接な連携体制を軸に、各村のキーパーソンたちの更なる能力強化を行うとともに、彼らが主役となって村レベルにおいて行動変容の輪を広げていけるようにサポートを行っていく。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性</p> <p>本案件はSDGsの達成に多くの点で貢献する。第一に、SDGsの目標1.「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」のターゲット1.2.に直接的に結びつく<sup>4</sup>。目標2.「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」のターゲット2.1~2.4.における、「貧困層」、「5歳未満の子ども」、「若年女子」といった「脆弱な立場にある人々が一年中栄養のある食料を十分得られるようになり」、その結果、栄養不良改善を積極的に目指している<sup>5</sup>。事業の対象は、「小規模食料生産者」であり、「農業生産性と所得を増加」させ、「持続可能な食料生産システムを確保し、レジリエントな農業を実践する」という点についても完全に合致する。目標8のターゲット8.5並びに8.6における若者の職についても本案件の取り組みは十分に効果的である<sup>6</sup>。目標10「各国内及び各国間の不平等を是正する」のターゲット10.1及び10.2についても、本案件はカンボジアの下位所得層を対象とし、能力強化、社会的経済的及び政治的な包摂を促進するものである<sup>7</sup>。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性</p> <p>外務省の対カンボジア王国国別開発協力方針において、「2030年までの高中所得国入りの実現」を大目標としてこれまでの協力の成果を踏まえて経済社会基盤の更なる強化を促すものとしている。本案件においてもこれまでの事業の成果をもとに、人材育成を軸とした都市部と地方部との格差抑制に積極的に貢献する。</p> <p>また、本邦とカンボジア王国とは、2013年12月に二国間関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げし、緊密な連携・協力を行うことで一致している。開発協力の実施においては、市民社会との連携、官民連携が留意事項として述べられている。</p>
(3) 上位目標	事業対象地域の住民が自らの力で生活状況を改善し、十分かつ栄養のある食事を摂り、良好な健康状態を維持することができる。
(4) プロジェクト目標	事業対象地において、組織的アプローチにより住民の農業生産の技術が向上するとともに、健康・栄養の改善に向けた実践が定着する。

<p>(5) 活動内容</p>	<p>本案件は上記目標を達成するために以下の5項目の活動を行う。</p> <p>(1) 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動  (2) 生活習慣が変わり、子どもや住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動  (3) 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動  (4) 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動  (5) 事業評価と事業報告会</p> <p>事業の2年次である本年は、各村のキーパーソンが初年次に自らが取り組んだ農業技術および健康栄養の改善の経験の主導的な存在として周辺の世帯に対して伝えられるようになることを目標として、上記(1)～(4)を中心に活動を遂行していく。各村3名の篤農家と保健ボランティア、各村で1組の夫婦が務めるモデルファーマー<sup>8</sup>を対象としたトレーナー養成研修を実施したのち、指導法を学んだ彼らが講師補佐となり、各村における研修を実施する。また、これらの研修の実施に加え、プロジェクト運営委員会や村レベル・郡レベル関係者集会の開催を通して、本事業の全ての関係者が事業の目指すところ、進捗、達成度を共有するとともに次のアクションについて協議する場を設けることで、全員が認識を同じくして日々の活動に取り組んでいく体制を強化していく。</p> <p>本年の活動詳細は下記の通りである。  活動(1)～(3)は直接裨益者①および②、活動(4)は直接裨益者③を対象として実施する。</p> <p><b>(1) 米の生産性向上と営農の多様化を図る活動</b>  農業分野の活動においては、農家が研修に参加しやすいよう、村の面積や道路状況に応じて村内に複数の研修会場を設けて研修を実施する。1年次は対象村25村に対して39ヶ所の研修会場を設定した。2年次からの追加対象村7村には7ヶ所の会場を設け、合計46ヶ所の会場で研修を実施する。</p> <p><b>1-1. SRI 農法による稲作技術の改善</b></p> <p>1-1-1. 稲作技術トレーナー養成研修 (SRI 概論・播種) (年2回)  各研修会場地域から3名の篤農家をSRI農法トレーナーとして養成する。この指導は州および郡の農業局技官が担当する。</p> <p>1-1-2. 稲作技術研修 (SRI 概論・播種) (年2回)  養成研修を受けた各村のトレーナー(篤農家)が、農業局技官とともに各研修会場で講習を実施する。</p> <p>1-1-3. 田植えデモンストレーション(年1回)  各村のトレーナー(篤農家)が、農業局技官とともに各研修会場で田植えの実習を行う。</p> <p>1-1-4. 収穫高調査(年1回)  伝統的稲作法による収穫高とSRI農法による収穫高とを比較する調査を実施する。この調査は州・郡の農業局と共同で実施する。</p> <p>【変更点】活動1-1-6(フィールド集会)は第2年次より、年末に実施する予定の活動3-7(郡レベル関係者集会)に統合される。</p>
-----------------	---

**1-2. 家庭菜園の推進****1-2-1. 家庭菜園技術トレーナー養成研修(年1回)**

各研修会場地域から3名の篤農家を家庭菜園のトレーナーとして育成する。指導は州および郡の農業局が担当する。

**1-2-2. 家庭菜園技術研修(年1回)**

研修を受けたトレーナーが各研修会場で講習を行う。農業局の技官がサポート役を担う。

**1-3. 養鶏の推進****1-3-1. 養鶏技術トレーナー養成研修(年2回)**

各研修会場地域から3名の篤農家を養鶏のトレーナーとして育成する。指導は州および郡の農業局が担当する。

**1-3-2. 養鶏技術研修(年2回)**

養成研修を受けたトレーナーが農業局技官とともに各研修会場で25世帯ほどを対象に講習を行う。

【変更点】第2年次より予定していた養豚の推進活動を中止する。

現在、カンボジアでは近隣国からの需要量を超える豚肉の輸入が価格下落を招いており、国内の養豚農家の経営に打撃を与えている。当事業対象地域も例外ではなく、養豚技術の習得を希望する農家は著しく減少している。よって、養豚技術研修は取りやめとする。

**1-4. 草の根獣医の育成****1-4-1. 草の根獣医養成研修(年1回)**

州農林水産局が各村で2名ずつ家畜飼育の経験がある農家を「草の根獣医」として選定しているが、有効な働きにはいたっていない。本事業では村内の他の農家に家畜の疫病予防・治療等についての初歩的な知識及び技術の普及活動をより効果的に行えるよう、研修を実施する。

【変更点】獣医器具の供与は1年次のみとし、2年次以降は行わない。2年次以降は必要に応じて草の根獣医ら自ら購入するよう促していく。

**【1年次の獣医器具の供与について】**

獣医器具は地区評議会を通じて、草の根獣医らに供与された。それら獣医器具の在庫管理や日常的な管理等は草の根獣医により行われる。ただし、器具が活動の目的通りに使用されるかを監督するのは地区評議会、又は州農林水産局によって行われることとする。

**(2) 生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善されることを図る活動**

トレーナー養成研修においては、州保健局職員、または保健行政区職員が講師となり、各村で2名の保健ボランティア、2名のモデルファーマー(夫婦1組)及び1名の村長を対象に研修を実施する。各村における研修においては、トレーナー養成研修を受けた人物が講師補佐となり、

保健センター職員と一緒に研修を実施する。

## 2-1. 栄養改善のための行動変容推進

### 2-1-1. 身体測定事前研修(年 2 回)

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に乳幼児の発育及び身体計測に関する研修を行う。

### 2-1-2. 子どもの身体測定(年 2 回)

研修を受けた保健ボランティア、モデルファーマー及び村長らが、保健センター職員と協働で、各村の 5 歳未満児の身長と体重を計測する。

### 2-1-3. 栄養に関するトレーナー養成研修(年 1 回)

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

### 2-1-4. 栄養に関する研修(年 1 回)

養成研修を受けたトレーナーが、講師補佐となって保健センターの職員とともに研修を実施する。本研修においては、農家が研修に参加しやすいように、村の面積や道路状況に応じて村内に複数の研修会場を設けて研修を実施する。1 年次からの対象村 25 村には 31 ヶ所の研修会場を設定した。2 年次からは、追加対象村 7 村に 7 ヶ所の会場を設け、合計 38 ヶ所の会場で研修を実施する。

### 2-1-5. 補完食に関するトレーナー養成研修(年 1 回)<sup>9</sup>

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

### 2-1-6. 補完食の実演(月 1 回、年 4 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、各村で主に 2 歳未満児を持つ母親たちを対象に行う。

## 2-2. 公衆衛生の改善

### 2-2-1. 公衆衛生に関するトレーナー養成研修(年 1 回)

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

### 2-2-2. 公衆衛生研修(年 1 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって保健センターの職員とともに研修を実施する。本研修においては、農家が研修に参加しやすいよう、32 村に 38 ヶ所の研修会場を設ける。

### 2-2-3. 公衆衛生キャンペーン(年 1 回)

養成研修を受けたトレーナーが中心となり、保健センター職員や地区評議員協力の下、住民とともに各村の清掃活動を行い、衛生的な村づくりを目指す。本活動においては、農家が活動に参加しやすいよう、32 村に 34 ヶ所の会場を設けて実施する。

## 2-3. 疾病予防の推進

### 2-3-1. 疾病予防に関するトレーナー養成研修(年 1 回)

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

### 2-3-2. 疾病予防に関する研修(年 1 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの

職員とともに研修を実施する。本研修においては、農家が研修に参加しやすいよう、32 村に 38 ヶ所の研修会場を設ける。

#### 2-4. リプロダクティブヘルスの促進

##### 2-4-1. リプロダクティブヘルスに関するトレーナー養成研修(年 1 回)

各村 5 名の保健ボランティア、モデルファーマー及び村長を対象に、州保健局もしくは保健行政区の職員が講師となり実施する。

##### 2-4-2. リプロダクティブヘルスに関する研修(年 1 回)

養成研修を受けたトレーナーが講師補佐となって、保健センターの職員とともに研修を実施する。本研修においては、農家が研修に参加しやすいように、32 村に 38 ヶ所の研修会場を設ける。

### **(3) 地域住民のネットワーク構築・地域リーダーの育成を図る活動**

#### 3-1. 情報及び経験共有の促進

##### 3-1-1. 食料・栄養安全保障に関する情報共有集会(年 2 回)

各村 3 名の篤農家と 3 名の保健ボランティアを対象に、農業と保健に共通する課題や現状について情報交換し、解決策を見出す機会とする。

##### 3-1-2. 村レベル母親集会(年 2 回)

5 歳未満児を持つ母親を中心に、健やかな子どもを育てるための知識や経験を分かち合う場とする。

##### 3-1-3. モデルファーマーミーティング(年 1 回)

各村 1 組の夫婦を対象に行い、農業や保健の知識や技術を各家庭で活かし、よい生活習慣を身につけて、夫婦の役割分担を再考するアイデアを生み出す場とする。

##### 3-1-4. 保健衛生・栄養に関する情報共有集会(年 2 回)

保健センター職員、地区評議員、地区保健アシスタントを対象に、地域に共通する課題や現状について情報交換し、解決策を見出す機会とする。

#### 3-2. リーダーシップ研修(年 2 回)

各村のキーパーソン(篤農家 3 名、保健ボランティア 2 名、村長 1 名)を対象に、リーダーシップスキルやコミュニケーションスキル、ファシリテーションスキルなどについての研修を実施する。

#### 3-3. ネットワーキング研修(年 2 回)

各村のキーパーソン(篤農家 3 名、保健ボランティア 2 名、村長 1 名)を対象に、情報共有や相互扶助など農民グループ活動に必要なスキルの研修を実施する。

#### 3-4. 若者対象の農業・保健研修(年 3 回)

各村 6 名の 10 代後半から 20 代前半の若者を対象に、農業や保健に関する知識や技術を研修し、将来の家族やコミュニティを作り上げていくための能力開発を行う。

3-5. 村レベル関係者集会(年1回)

村長、篤農家、保健ボランティアらが中心となり、各村において本事業の進捗と達成度を確認するとともに、経験共有や課題解決のため協議する。さらに、農家が集会に参加しやすいように、32 村内に 46 ヶ所の会場を設けて実施する。

3-6. プロジェクト運営委員会(年3回)

年度の始まりに1回と半年ごとに1回の計3回にわたり、本事業に関わる州・郡・地区の行政職員ら約 25 名が事業の進捗と達成度を確認する他、各専門分野において円滑な事業運営と成果の産出のため協力し合う場とする。

3-7. 郡レベル関係者集会(年1回)

各郡において、本事業の全ての関係者(郡知事、地区長、郡農業局・保健局職員、保健センター職員、村長、篤農家、保健ボランティア)が一堂に会し、収穫高調査や5歳未満児の身体測定の結果報告をするほか、事業の進捗と達成度を確認し、経験共有や課題解決のため協議する。また、次年度の地区開発計画策定を行う。

【変更点】活動「3-1-1. 農業技術に関する情報共有集会」及び「3-8. 州レベル関係者集会」は第2年次に実施しない。

より効率的かつ確実な情報共有・意見交換を行うために、本年は「州レベル関係者集会」の実施に代え、州レベル高官らに個別で報告する機会を設けることとする。

**(4) 自立的発展の核となる農民組合の能力強化を図る活動**

先行事業「コンポんチュナン州農村開発事業」で設立された農民組合を対象に、それらの農民組合が運営能力においても経営的にも自立できる組織となるための支援活動である。

4-1. 農民組合による事業の基盤整備

【変更点】各組合への精米施設と精米機の設置を中止する。代わって、農民組合の事務所建設を第2年次以降に実施する。

当初2年次の計画に農民組合の事業基盤強化のために精米機および施設の供与を含んでいたが、その後、移動式精米サービス業者が増加している事実をとらえ、多方面からの情報収集と農民組合と検討を行った結果、精米を通じた組合の経営力の強化の見通しが不確かになりつつあるとの判断に至った。

これを踏まえて組合及び州農林水産局との協議により、N 連を通じた支援の計画を見直したところ、以前よりニーズとして挙がっていた組合活動に必要な事務所(1棟)の建設に対する支援に高い優先度が認められた。日々の組合活動に不可欠なパソコンを使用した業務のスペースや書類の保管場所もない現状は、農民組合の成長の阻害要因となっている。4 団体ある農民組合のひとつであるアンチャンロン地区農民組合は最も積極的に活動をしており、他の組合へのモデルとなることから、本年は

同地区の組合事務所建設を行う計画を策定した。

#### 4-1-1. 農民組合の事務所建設

本年は4団体の農民組合のうち1団体を対象に事務所建設を行う。建設にあたっては、建物を設計した建築士及び州農林水産局職員を現場に迎えて工事の主要段階ごとにチェックを行う。また、工事監理委員会を発足させ、資材や工程を逐次検査し文書及び写真による記録を残すとともに、関係者会合を定期的に開催して工事に問題があると判断した場合には施工業者に書面による指示を行う。

#### 4-2. 農民組合の事業実施能力の強化

【変更点】第2年次は、農民組合の現状及びニーズに合わせて、当初予定していた研修（「4-2-1. 状況分析とビジネスチャンスに関する研修」、「4-2-2. 農民組合の製品・サービスの市場調査・開拓に関する研修」、「4-2-3. ビジネスマネジメントに関する研修」、「4-2-4. 収入向上の方法に関する研修」、「4-2-5. ポストハーベストマネジメント・加工・包装に関する研修」、「4-2-6. 品質管理研修」、「4-2-7. 地域経済発展における農民組合の役割」を中止し、以下の研修を実施する。

##### 4-2-1. 農産物生産・生産管理強化研修（年2回）

組合として目指す農産物生産量及び質と、現状との比較分析を議論の出発点として、組合員らに対する農産物生産技術の向上を目指した研修計画の立案、組合員らの各家庭における農産物生産計画の立案補助、組合理事・農産物生産グループ責任者による農産物生産管理手法等について、研修を実施する。

##### 4-2-2. 地域産品マーケティング研修（年2回）

地域産品（主に組合が生産した農産物）の販売促進を行うにあたって、組合理事らがその目的、手法、役割等を学ぶ。研修受講後、研修で学んだことを生かし、地域産品展示会の開催・出店に向けて準備を行う。

##### 4-2-3. 地域産品展示会（年1回）

州都にて展示会を開催し、地域産品の認知度の向上、見込み顧客・商談機会・顧客との直接的なやりとりを通じたフィードバックの獲得等を目指す。展示会の開催にあたっては、当財団主催、もしくは州農林水産局との共催を予定している。

#### 4-3. 農民組合運営能力の強化

【変更点】第2年次は、農民組合の現状及びニーズに合わせて、当初予定していた研修（「4-3-1. リーダーシップ及びマネジメントに関する研修」、「4-3-2. 農民組合の位置づけ」、「4-3-3. 農民組合の分析レビュー」、「4-3-4. 情報管理とコミュニケーションスキルに関する研修」、「4-3-5. コンフリクトマネジメントとファシリテーションスキル研修」、「4-3-6. 資源活用と持続可能性に関する研修」、「4-3-7. 視察研修」）を中止し、以下の研修を実施する。

	<p>4-3-1. レポートライティングスキルに関する研修(1回)  4-3-2. 財務管理研修(年1回)  4-3-3. 簿記研修(年2回)  4-3-4. 事業計画・予算策定研修(年2回)</p> <p><b>4-4. 農民組合ネットワークの促進</b></p> <p>4-4-1. プロジェクト運営委員会(年2回)  年度の始まりと終わりの計2回にわたり、本事業に関わる州レベルの関係各局、郡・地区の行政職員、農民組合理事ら及び農民組合の活動を同州にて同様に支援する他組織の職員、合計約30名が一堂に会し、事業の進捗と達成度を確認する他、農民組合の成果産出のため、情報交換・経験共有等を通じ、協力し合う場とする。</p> <p>4-4-2. 情報共有集会(年1回)  農民組合理事ら約32名を対象に、各農民組合における活動の進捗と達成度を確認するとともに、経験共有や課題の解決策を見出すために協議する場とする。</p> <p>【変更点】農民組合の現状に合わせて、活動4-4-3「農民組合と他の関係者とのリンケージワークショップ」は第2年次に実施しない。</p> <hr/> <p><b>直接裨益者：</b>  初年次より：合計18,679人  2年次より追加：7村の住民、約6,600人(暫定)  総計：約25,279人(暫定)</p> <p>① ロレイアッピャ郡のスヴァイチュルム地区、プレイムル地区及びテックポ郡のチャオンマオン地区、クロンポポ地区、合計25村の住民約18,300人(4,552世帯)</p> <p>② 2年次より追加(暫定)  テックポ郡のクロンポポ地区、タンクラサン地区の合計7村の住民約6,600人(1,635世帯)  ※2018年4月より郡知事や地区長らと新たに対象とする地域に関する協議を進めていたが、7月末に行われる国勢選挙の影響で6月より協議が中断され、最終決定には至っていない。選挙後の8月より再び協議を開始し、案件選定会議前までに確定する見込みである。</p> <p>③ ロレイアッピャ郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びポリボー郡のアンチャンロン地区の農民組合の理事32名及び組合員347名</p> <p><b>間接裨益者：</b>  ロレイアッピャ郡のクラインリーブ地区、バンテアイプリール地区、プラスナップ地区及びポリボー郡のアンチャンロン地区の村民(現在組合員ではない村民)約23,000人(5,580世帯)</p>
--	--

裨益者詳細			
①初年次より：(25 村、4,552 世帯、約 18,300 人)			
ロレイアッピア郡	対象村	世帯数	人数
スヴァイチュルム地区	7	871	3,729
プレイムル地区	5	855	3,312
テックポ郡			
チャオンマオン地区	8	1,683	6,866
クロンポポ地区	5	1,143	4,398
②2 年次より：(7 村、1,635 世帯、約 6,600 人) * 暫定			
テックポ郡	対象村	世帯数	人数
クロンポポ地区	2	385	1,465
タンクラサン地区	5	1,250	5,159
	7	1,635	6,624
総計(①+②)			
ロレイアッピア郡	対象村	世帯数	人数
スヴァイチュルム地区	7	871	3,729
プレイムル地区	5	855	3,312
テックポ郡			
チャオンマオン地区	8	1,683	6,866
クロンポポ地区	7	1,528	5,863
タンクラサン地区	5	1,250	5,159
	32	6,187	24,949
③先行事業の対象地（農民組合の強化に関する活動のみ実施する）： (31 村、約 5,587 世帯、約 23,000 人)			
ロレイアッピア郡	対象村	世帯数	人数
クラインリーブ地区	8	1,621	6,296
バンテアイプリール地区	10	1,136	4,623
プラスナップ地区	7	1,513	6,497
ポリボー郡			
アンチャンロン地区	6	1,317	5,610
(6) 期待される成果と成果を測る指標	2 年次に達成される成果、指標、及びその指標の確認方法は下記の通りである。		
	(1) 米の生産性が向上し営農が多角化される		
	1-1. SRI 農法・家庭菜園・養鶏等を導入した世帯数が増加する		
	【確認方法：モニタリング】		
	【指標】：		
	・ SRI 農法： 30% (1 年次) ⇒ 60% (2 年次)		
	・ 家庭菜園： 30% (1 年次) ⇒ 60% (2 年次)		
	・ 養鶏： 30% (1 年次) ⇒ 60% (2 年次)		
	1-2. 慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差		
	【確認方法：収穫高調査】		

【指標】慣習的農法と SRI 農法による収穫量の差：1.3 倍以上

(2) **生活習慣が変わり、子どもや女性を中心とした住民の健康・栄養状態が改善される**

この成果を測るのに、「活動 2-1. 栄養改善のための行動変容推進」を評価する「補完食の普及率の増加」という指標、また「活動 2-2. 公衆衛生の改善」、「活動 2-3. 疾病予防の推進」、「活動 2-4. リプロダクティブヘルスの促進」を評価する「衛生行動の改善」及び「世帯における感染症への罹患率の減少」という指標が設定された。

ただし、この後者の衛生行動及び感染症への罹患率に関する指標は短期間で変化を見ることが難しいため、事業終了時（第 3 年次）に検証する予定である。本年次では、短い期間で変化が見られる「補完食の普及」を元に、住民の習慣の変化を測るとする。

2. 補完食の普及率が高まる

【確認方法：モニタリング】

【指標】過去 1 週間に子どもに補完食を調理した割合：

3.5%（ベースライン調査時）⇒ 20%（1 年次）⇒ 40%（2 年次）

(3) **地域リーダーが育成され、情報・経験共有のネットワークが構築される**

3-1. SRI 農法、家庭菜園、養鶏といった各活動に参加する農民グループ及び母親グループが形成される

上記各活動に養成される篤農家がキーメンバ（リーダー）となり、その共同を強めることで地域内のネットワークが構築されることを期待する。よって、その活動を評価する指標として、各活動に参加する農民グループ及び母親グループが形成されることを設定した。

【確認方法：モニタリング】

【指標】農民グループ及び母親グループが少なくとも各村に 1 つずつ形成される

(4) **農民組合の能力が強化される**

4-1. それぞれの農民組合で、組合を代表する産品を少なくとも 1 種類市場に出すことができる

【確認方法：モニタリング】

【指標】産品の数

4-2. 農民組合事務所が建設され、組合理事らの勤務スペース並びに会議、経営拠点がつくられることにより、組合理事らの業務が円滑に進むようになる

【確認方法：モニタリング】

【指標】事務所の使用状況（使用日数、使用人数）

	<p>以上の成果が相乗的に作用することで、「事業対象地域の住民が自らの力で生活状況を改善し、十分かつ栄養のある食事を摂り、良好な健康状態を維持することができる」という本案件の上位目標が達成される。その指標は、5歳未満児の栄養不良(低体重)率減少である。</p> <p>・ WHO による標準体重比での標準偏差-2 以下の 5 歳未満児割合</p> <p>【確認方法：実測】</p> <p>【指標】</p> <table data-bbox="635 443 1029 607"> <tr> <td>ベースライン調査時</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>1 年次の成果</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>2 年次の成果</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>3 年次の成果</td> <td>18%</td> </tr> </table>	ベースライン調査時	27.9%	1 年次の成果	25%	2 年次の成果	23%	3 年次の成果	18%
ベースライン調査時	27.9%								
1 年次の成果	25%								
2 年次の成果	23%								
3 年次の成果	18%								
(7) 持続発展性	<p>本案件は、次の 4 面から高い持続発展性がある。</p> <p><b>【組織的枠組み】</b> 事業により培われる農業技術や栄養・健康改善への知識と習慣は、いずれも住民がグループとなって取り組むものである。篤農家や保健ボランティアのリーダーシップのもとに「共有の知」と「協同の力」を養うことにより、確固とした協力体制が生まれる。その証左が先行事業で設立に至った農民組合の意欲的な活動である。カンボジアには名目のみの農民組合が少なくないが、本案件では農民組合の能力強化の活動を通じて、さらに新たな地域での組合設立を支える仕組みの構築を図る。</p> <p><b>【制度的保障】</b> 先行事業より、地域住民が協議のうえで策定する農業生産や健康にかかわる目標を、村から地区、郡、州に至る年次開発計画に反映させている。これにより事業で進める活動は、行政の施策と統合され継続的かつ広範な地域での展開が推進される。</p> <p>また、本案件では農業や保健の行政職員の参画を先行事業以上に増やし、事業の取り組みがモデルとして他の地域に広がるようにする。特に、定期的実施するプロジェクト運営委員会や行政職員との共同モニタリングは、プロジェクトの終了後も郡・州の行政機関が他地域に普及する主導性を増進するための重要な活動と位置付けている。</p> <p><b>【財政的安定性】</b> カンボジアの農村における重大な課題は、労働力が都市や外国に流出してしまうことであるが、本事業では農業により安定した収入を得ることができるようになるため、経済的な理由から事業の活動が衰退する懸念は少ないといえる。政府予算の制約が厳しいカンボジアにおいて、事業対象地では住民協同により現地の財政力を高めることが十分に期待できる。</p> <p>また、事業終了後に行政職員が他地域にプロジェクトの成果を普及するうえで、脆弱な国および地方行政の財政力に対する懸念がある。この制約を克服する一助として、本プロジェクトでは地区を超えて農家から農家への技術普及の道を広げる計画であり、行政側は直接的な技術指導に費やす財政負担の割合を軽減し、監督的な業務と普及施策に重きを置いた働きができるようになることが期待される。</p> <p><b>【世代的要因】</b> 本案件の特徴のひとつが、地方在住の若者を積極的に農業に向かわせる点にある。中学や高校を卒業した若者は職を得ようと都市部に出てしまい、代々受け継いできた農地で耕作するのは、高齢者や小さな子どもを抱えた女性であり、営農の継続が難しくなると田畑を</p>								

	<p>売ってしまうという傾向が近年著しい。多くの男女の若者が農業の将来性を理解し、地元に残って確実に収入を伸ばすことで、活動が長く維持されることが見込まれるとともに、彼らの子どもの世代もこれを見習うことが期待される。</p> <p>なお、2年次より投入を計画している農民組合事務所に関する持続発展性については、以下の通りである。</p> <p><b>【管理責任】</b>事務所の管理については、組合理事が責任を負う。建設に先立ち、州農林水産局及び地区評議員による立ち会いの上に、当財団は組合と合意書を締結し、事務所が組合の目的とする活動のために使用されること、その保守、修繕に関して組合が責任をもつことを確約する。</p> <p><b>【財政的能力】</b>当該の農民組合はすでに経営力を徐々に高めつつあるが、事務所が開設されることで、組合の事務作業や会合が円滑になされる環境が整い、組合の事業活動がさらに伸び、安定した収入確保につながると考えている。これにより、事務所の運営にかかる経常費用や修繕等の費用は組合の自己財政により対応できると見込まれる。</p>
--	--

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)